

未公開株の勧誘には ご注意ください!

日本証券業協会
平成21年9月

最近、未公開株について、「上場が間近」、「値上がり確実」、「特別縁故株の御案内」及び「今回が最後」など金融商品取引業者（証券会社）ではない業者による詐欺的な購入・売却の勧誘行為が行われ、トラブルにつながるケースが増加しており、日本証券業協会の証券あっせん・相談センター等への相談が急速に増えております。

投資者のみなさまにおきましては、未公開株購入・売却の勧誘の話には十分ご注意ください。

【未公開株の勧誘は…】



**金融商品取引業者（証券会社）
以外の者からの勧誘は違法
行為の可能性が大です。**



今が買い時ですよ！

良さそうな
話だけど
あの業者を信用して
大丈夫かしら…



チェックポイント



金融商品取引法では、未公開株などの有価証券の売買を業として行うことができるのは、第一種金融商品取引業を営む者として登録を受けている金融商品取引業者（第29条）に限られています。

（注）登録金融商品取引業者（証券会社）については、金融庁のホームページ中の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」において参照できます。

【もし未公開株を購入してしまったときは…】



チェックポイント

check point



最近、未公開株を購入した方に対し、金融庁、証券取引等監視委員会又は日本証券業協会（以下「金融庁等」といいます。）の名やそれらを連想させる名称を用いて、代金の取り戻しの話を持ちかけるなど悪質な二次被害の事例が相当件数報告されております。

金融庁等の職員が個人宅に連絡をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんのでご注意ください。

相談窓口

- 金融庁（金融サービス利用者相談室）
☎0570-016811 ※IP電話・PHSからは03-5251-6811へ
注意情報HP (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>)
- 警察庁（警察総合相談電話番号）
☎#9110（全国共通）※ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は、都道府県警察の相談窓口 (<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>) へ
- 日本弁護士連合会
各都道府県弁護士会の「法律相談センター」
(http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/soudan_center.html) へ
- 東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155 ※東京都以外は全国の消費生活センター等
(<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>) へ
注意情報HP (<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/051026.html>)
- 日本証券業協会（証券あっせん・相談センター）
☎0120-25-7900
注意情報HP (<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>)